

文書番号：JRCA AI340 付属書-改定1版

情報セキュリティマネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き

制 定：2023年 4月 1日

改定1版：2023年 4月20日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

| | |
|----------------------------------------------------------------|---|
| 1. 一般事項..... | 1 |
| 1.1. 適用される審査員資格の種別..... | 1 |
| 1.2. 引用文書..... | 1 |
| 2. 移行要件..... | 1 |
| 2.1. 移行申請の期間..... | 1 |
| 2.2. 移行に必要な対応..... | 1 |
| 3. 移行申請の方法..... | 3 |
| 3.1. 維持と同時の申請..... | 3 |
| 3.2. 更新、格上げと同時の申請..... | 4 |
| 3.3. 移行のみ単独の申請..... | 4 |
| 4. 「ISO/IEC 27001:2022 規格学習の記録 (ISMS 審査員)」(様式 4C-1) の記入方法..... | 5 |
| 5. 申請書類の送付、お問合わせ先..... | 7 |
| 付則..... | 7 |
| 制定・改定履歴..... | 8 |

情報セキュリティマネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き

1. 一般事項

ISO/IEC 27001:2013（以下、旧規格という）が改訂され、ISO/IEC 27001:2022（以下、新規格という）が発行されたことに伴い、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）に登録されたISMS審査員の方は、ISO/IEC 27001:2022対応の資格に移行いただく必要があります。

この文書では、当センターに登録されたISMS審査員の方がISO/IEC 27001:2022対応の資格に移行いただくために必要な手続きについて説明します。

1.1. 適用される審査員資格の種別

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員

1.2. 引用文書

ISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001:2014）：情報技術—セキュリティ技術
—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
ISO/IEC 27001:2022：情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護
—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
JRCA AI340：情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き
JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

2. 移行要件

2.1. 移行申請の期間

2023年4月1日から2025年10月31日までの間に、移行手続きを完了してください。
なお、2025年10月31日までに、移行手続きが完了しなかった場合は、保有されているISMS審査員資格は失効します。ISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001：2014）対応のまま、資格登録を継続することはできませんのでご注意ください。

2.2. 移行に必要な対応

ISMS 審査員資格の移行は、継続的専門能力開発（CPD）の一環として、以下のいずれかの方法で新規格に関する知識を習得し、その実績を当センターに提出いただくことにより行います。

なお、移行のための「継続的専門能力開発（CPD）」は、毎年資格維持／更新に必要な「継続的専門能力開発（CPD）」としても認められます。

(1) 「ISMS主任審査員」及び「ISMS審査員」の場合

CPDの実施方法(2.2(3))のうち、①～③のいずれかの対応をお願いします。

- ①JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②IAF加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③ISMS-AC主催の新旧規格の差分研修の受講

(2) 「ISMS審査員補」及び「ISMSエキスパート審査員(資格単独保有)」の場合

CPDの実施方法(2.2(3))のいずれかの対応をお願いします。①～③の研修の受講のほか、ISO/IEC27001の改訂内容の理解を示す学習レポートを提出いただくことも可能です。なお、「ISMSエキスパート審査員」と併せて「ISMS主任審査員」又は「ISMS審査員」に登録されている方は、前項(1)に従って対応をお願いします。

- ①JRCA登録 新旧規格の差分研修コース
- ②IAF加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修
- ③ISMS-AC主催の新旧規格の差分研修
- ④ISO/IEC27001の改訂内容の理解を示す学習レポートの提出

(3) CPDの実施方法

① JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講

JRCA登録の新旧規格の差分研修コースを修了された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の1項に実績を記入の上、修了証の写しを提出してください。

なお、修了証の提出のみで移行申請ができるのは、修了証に「JRCA登録差分研修コース(ISMS)」と表記があるものですのでご注意ください。

JRCA登録の差分研修を行っている研修機関名は、以下のサイトを参照ください。

https://www.jrca-jsa.or.jp/jrca/jrca_kensyu_kensyu-4/

② IAF加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講

IAF加盟認定機関(ISMS-AC、JAB、UKAS等)からISMSの認定を受けているMS認証機関が実施した、所属する審査員を対象とする新規格に関する研修に参加し、新旧規格の相違点や新規格に対応するために必要な審査方法等に関して十分に理解された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の2項に実績を記入の上、当該研修の修了証(受講者の氏名の記載があるもの)の写しを添付するか、様式4AにMS認証機関責任者の証明(署名又は記名押印)を得てください。また、受講した研修のプログラムの写しを必ず添付し、提出してください。

③ ISMS-AC主催の新旧規格の差分研修の受講(※CPD時間を3時間とする。)

ISMS-AC(一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター)が開催する「ISO/IEC 27001:2022 差分研修会」を修了された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A」(様式4A)の1項に実績を記入の上、ISMS-ACが発行する修了証の写しを提出してください。

なお、ISMS-ACの証明がない修了証は無効ですので、ご注意ください。

※前回の申請受付日以降、今回の申請日までに受講した修了証に限り、通常の維持・更新申請の CPD 時間に算入可能です。

- ④ ISO/IEC27001の改訂内容の理解を示す学習レポートの提出
（「ISMS審査員補」及び「ISMSエキスパート審査員（資格単独保有）」に限る）
上記①～③以外の研修・セミナーの受講や、規格や専門図書、グループ活動、インターネット利用等により、新旧規格の相違点等を自己学習された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録 A」（様式 4A）の 3 または 4 項に実績を記入の上、習得内容を記述した「ISO/IEC 27001:2022 規格学習の記録（ISMS 審査員）」（様式 4C-I）を提出してください。

様式 4C-I の記入にあたっては、4 項を参照してください。

3. 移行申請の方法

移行申請は、ISMS 審査員資格の維持、更新又は格上げのいずれかの手続きの際に併せて申請いただくか、移行のみ単独で申請いただくことも可能です。なお、移行後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日が継承されます。

3.1. 維持と同時の申請

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請書」（様式1-I）
「申請の種類」の「移行」にも必ずチェックを付けてください。その他、該当する必要事項を記入してください。
- (2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録
新規格に関する知識を習得するために取り組みされた継続的専門能力開発(CPD)の記録を 2.2 項に従って提出してください。
- (3) その他の提出書類
JRCA AI340「情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き」の維持（サーベイラン）申請の手続きに従って、必要な書類を提出してください。
- (4) 移行に必要な費用
ISMS 審査員資格の維持申請と同時に移行される場合、維持の申請登録料以外に移行のための追加費用はありません。
ただし、維持の場合は、登録証明書及び登録カードは発行されませんので、新規格移行後の登録証明書又は審査員カードの発行を希望される場合は、「登録証明書・審査員カード（再）発行依頼書」（様式 9）を提出してください（様式 9 の理由欄の「当該 MS 規格改訂に伴う資格の移行証明のため」にチェックを付けてください）。また、別途発行料が

必要になります。発行料は、JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」をご参照ください。

(5) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格への移行完了の通知を発行します。保有されている登録証明書及び登録カードと、当センターからの移行完了の通知を合わせて保管してください。

なお、ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS が発行されるまでの間に移行手続きを完了された方には、適用される規格番号が「ISO/IEC 27001:2022」と表記された移行完了の通知を発行します。この場合、改めて ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS に移行する必要はありません。

3.2. 更新、格上げと同時の申請

(1) 「情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1-I)

「申請の種類」の「移行」にも必ずチェックを付けてください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を 2.2 項に従って提出してください。

(3) その他の提出書類

JRCA AI340「情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き」の更新、格上げ又はエキスパート審査員登録の申請の手続きに従って、必要な書類を提出してください。

(4) 移行に必要な費用

ISMS 審査員資格の更新、格上げ又はエキスパート審査員登録の申請と同時に移行される場合、更新、格上げ又はエキスパート審査員登録の申請登録料以外に移行のための追加費用はありません。

(5) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格での登録証明書及び審査員カードを発行します。

なお、ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS が発行されるまでの間に移行手続きを完了された方には、適用される規格番号が「ISO/IEC 27001:2022」と表記された登録証明書及び審査員カードを発行します。この場合、改めて ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS に移行する必要はありません。

3.3. 移行のみ単独の申請

(1) 「情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1-I)

「申請の種類」の「移行」にチェックを付け、その他の「申請の種類」にはチェックを付けないでください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発 (CPD) 実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発 (CPD) の記録を 2.2 項に従って提出してください。

(3) 払い込み記録貼付「振込み連絡票」

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の「改訂規格への移行」欄に記載の申請登録料を当センターの銀行口座宛（同基準の「振込先銀行口座等」に記載）にお振込みの上、払い込みの記録の写しを貼付した「振込み連絡票」を提出してください。

(4) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格への移行完了の通知を発行します。保有されている登録証明書及び登録カードと、当センターからの移行完了の通知を合わせて保管してください。

なお、ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS が発行されるまでの間に移行手続きを完了された方には、適用される規格番号が「ISO/IEC 27001:2022」と表記された移行完了の通知を発行します。この場合、改めて ISO/IEC 27001:2022 に対応する JIS に移行する必要はありません。

4. 「ISO/IEC 27001:2022 規格学習の記録 (ISMS 審査員)」(様式 4C-I) の記入方法

新規格で改訂された内容及び新規格の審査・監査への適用について、以下の 3 項目を柱として習得内容を記述してください。また、ポイントとなる要点をまとめ、全体で 1,000 文字程度記述してください。

なお、一部、参考情報を記載していますが、記述いただく内容は参考情報に制約されるものではありません。また、参考情報を活用される場合、ご自身が理解された内容をアウトプットしてください。

(1) 新規格の要求事項本文

- ・ 最新のマネジメントシステム規格 (MSS) 共通テキストへの対応

ISO/IEC 27001:2022では、最新のMSS共通テキスト*の内容が反映されました。この反映による規格の変更内容について理解された内容を記述してください。

* 2021年5月発行 付属書SL Appendix 2

Harmonized structure for MSS with guidance for use (MSSのための調和させる構造、及びその利用に関する手引)

※参考訳は、一般財団法人日本規格協会のHPに掲載されています。

https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/md_5352.pdf

【参考】

最新のMSS共通テキストの内容が反映された主な箇条

| 箇条 | 反映された内容 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4.2 | 利害関係者の要求事項は広く把握し、その中からISMSを通して取り組むものを決定（c）追加） |
| 6.2 | 情報セキュリティ目的の監視を要求（d）追加） |
| 6.3 | ISMSの変更を行う場合、計画的な方法で行うことを要求（6.3 追加） |
| 8.1 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス管理の実施方法を具体化 （基準の設定、基準に従ったプロセスの管理） ・外部管理の対象を、単なる「委託」から「ISMSに関連したプロセス、製品、サービス」に変更 |
| 9.3.2 | マネジメントレビューのインプット項目を追加（c）追記） |

- ・ ISO/IEC 27002:2022（情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護—情報セキュリティ管理策）との整合

ISO/IEC 27001:2022におけるISO/IEC 27002:2022の位置付けや関係性について理解された内容を記述してください。

(2) 新規格の付属書Aの情報セキュリティ管理策

- ・ ISO/IEC 27002:2022の改訂及び管理策変更の背景、意図
- ・ 新規、統合及び拡張された管理策の事例

（管理策の列記にとどまらず内容の理解を示す文章として下さい。）

ISO/IEC 27001:2022の主たる改訂内容をご説明ください。また、新規、統合及び拡張された管理策をいくつか例示した上で、当該管理策の趣旨について理解された内容を記述してください。

【参考】

管理策数の変化

| 規格 | 管理策数 | 内訳 | |
|--------------------|------|-----------------|----|
| ISO/IEC 27001:2013 | 114 | | |
| ISO/IEC 27001:2022 | 93 | 新規 | 11 |
| | | 2013年版管理策を拡張・継承 | 58 |
| | | 2013年版管理策を統合・継承 | 24 |

(3) 規格の改訂内容を踏まえた、今後の審査・監査における着眼点

上記(1)、(2)で理解された規格の改訂内容を踏まえ、今後のISMSの審査・監査、あるいはISMSの構築・運用の取り組みに際して、どのような点に留意されるのか、ご自身の立場（審査員／管理責任者等）で記述してください。

5. 申請書類の送付、お問合わせ先

〒108-0073 東京都港区三田三丁目13番12号 三田MTビル
一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)

お問合わせフォーム <https://www.jrca-jsa.or.jp/com/query/>

付則

- (1) この手引きは、2023年4月20日から施行する。
- (2) ISO/IEC 27001:2022 と一致する JIS 規格 (ISO/IEC 27001:2022 の IDT 規格) が発行された場合、当該 JIS 規格は ISO/IEC 27001:2022 と同等に取り扱う。

制定・改定履歴

| 版番号 | 年月日 | 内容 |
|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制定 | 2023 年 4 月 1 日 | ISO/IEC 27001:2022 対応資格への移行申請手続きを説明するため、JRCA AI340「情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き」の付属書として制定した。 |
| 改定 1 版 | 2023 年 4 月 20 日 | <ul style="list-style-type: none">・エキスパート審査員資格単独保有の場合の移行 CPD の実施方法を追記した。(2.2)・「ISO/IEC 27001:2022 規格学習の記録 (ISMS 審査員)」(様式 4C-I) の記入方法について、具体的な説明を追記した。(4) |